

屋外体育施設 [使用料金表]

別表第2(第9条関係)

施設名 [利用時間]	施設代				照明代(ナイター) ※ナイター利用は別途、施設代が必要となります				備 考	
	30分	60分	90分	120分	30分	60分	90分	120分		
1 野球場 [7:00~22:00]	市内 300 市外 450	市内 600 市外 900	市内 900 市外 1350	市内 1200 市外 1800	1650	3300	4950	6600	※ 硬式、準硬式野球での使用はできません	
2 市営テニスコート [7:00~22:00]	市内 150 市外 225	市内 300 市外 450	市内 450 市外 675	市内 600 市外 900	200	400	600	800	※ A、Bコートにはシングル用のラインはありません	
3 陸上競技場 [7:00~22:30]	市内 500 市外 750	市内 1000 市外 1500	市内 1500 市外 2250	市内 2000 市外 3000	1800	3600	5400	7200	※ 大会及び各種行事でフィールドの半分以上を使用する場合は専用使用とみなし左記の料金が適用されます ※ 放送設備の使用料は¥1000/1日	
4 補助グラウンド [7:00~22:30]	市内 200 市外 300	市内 400 市外 600	市内 600 市外 900	市内 800 市外 1200	4灯 900 6灯 1050	4灯 1800 6灯 2100	4灯 2700 6灯 3150	7200	※ 野球での単独(野球場と共に使用しない)使用はできません ※ 4灯(Aカード)…内野のみ 6灯(Bカード)…内野、外野 ※ グラウンド保護の為、スパイクの使用はご遠慮下さい ※ 市民プール開催期間中(夏季)の8:00~19:30は使用できません	
5 森園ファミリー スポーツ広場 [8:00~22:30]	250	500	750	1000	250	500	750		※ 公立学校の敷地利用の為、施設代の設定はありません ※ 1日間の利用団体は各コート1団体ずつに限られます	
6 郡中学校運動場 [19:30~21:00]	※学校の敷地利用の為、昼間のご利用はできません				900	1800	2700		※ ご利用日は夜間及び土、日、祝日のみに限られます	
7 森園運動広場 [7:00~22:30]	無 料				900	1800	2700		※ 中学生以上による野球での使用はできません	
8 古賀島スポーツ 広場	市内 1,000 市外 2,000	市内 2,000 市外 4,000	市内 3,000 市外 6,000	市内 4,000 市外 8,000					※ ・3月~8月…8時~19時まで ・9月~2月…8時~18時まで 平日のみ中学生以下の使用は市内、市外とも半額	
9 総合運動公園	市内 300 市外 600	市内 600 市外 1,200	市内 900 市外 1,800	市内 1,200 市外 2,400					※ ・ソフト/軟式野球 2面 Aコートは中学生以上の使用禁止 ・7時~18時まで使用可 (3月~8月は19時まで)	
	市内 500 市外 1,000	市内 1,000 市外 2,000	市内 1,500 市外 3,000	市内 2,000 市外 4,000					※ ・グラウンドゴルフ 2面 7時~18時まで使用可 (3月~8月は19時まで)	
10 浄水場管理センター [7:00~日没]	無 料				※ナイター設備はありません				※	
11 小路口テニスコート [7:00~18:00]	無 料								※	

- ※ 上記施設は「市民の心身の健全な発達及びスポーツの振興を図ること」を目的に設置されています。
- ※ すべての施設は公共施設として皆様にご利用するものですので大切にご利用ください。また、万が一に設備等を破損した場合は原状回復を原則として対応頂きます。
- ※ 市内に住所を有する者以外が上記1~4の施設を利用する場合、使用料はその市内料金の5割増が必要となります。
(申請者や団体の所在が市外にある場合)
- ※ 利用申込者(申請者)は許可を受けた目的以外の利用、または第3者へ使用の権利を譲渡することはできません。
- ※ 営利を目的とした活動(入場料を徴収する場合)で施設を利用する際は、上記料金のほか入場料の最高金額の100倍に相当する額が必要となります。